

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
企画部 都市デザイン課	12月31日	1月13日～ 2月17日	2月8日
企画部 情報企画課	12月31日	1月13日～ 2月17日	2月8日
企画部 企画調整課	12月31日	1月13日～ 2月17日	2月8日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員

から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、都市デザイン課に対して文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。情報企画課及び企画調整課については文書により指摘すべき事項はなかった。

その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

指摘事項

○予算の執行及び事業の実施に重大な影響を与えたもの

令和2年度酒田市駐車場事業特別会計決算について、歳入が歳出に対して2,773,415円不足が生じ、令和3年度歳入を繰上充用している。

そのために令和3年度の酒田市駐車場事業特別会計補正予算を令和3年5月31日に専決して、必要な額を歳入歳出予算に編入している。

新型コロナウイルス感染症の影響により駐車場使用料収入が予算額より7,139,589円下回ったにもかかわらず、駐車場使用料収入の減少分を考慮しないで基金積立金を増額補正して14,671,000円予算執行したことが要因となっている。

繰上充用することは、歳入欠陥となることが明らかであるときの非常手段であり、やむを得ない決算手段として地方自治法で認められているが、今回の繰上充用は、歳入見込額を精査して予算を執行していれば避けられたものである。

内部のチェック体制を構築し、今後同様の事態を生じさせないよう予算の執行管理を適正に行うこと。